

令和7年度
地域型保育事業 一般監査提出資料
自主点検表（処遇）

施設種別				
施設名				
所在地	川越市			
設置者名				
記入者	職名		氏名	
連絡先	電話番号	FAX番号	eメール	
記入年月日	年 月 日			

川越市福祉部指導監査課 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp （@部分を「★」と表示しています。）
--

- 自主点検表記入要領
- 1 自主点検表の対象
この点検表は、小規模保育事業所（A型・B型）、事業所内保育事業所（保育所型・小規模型A型・小規模型B型）を対象としています。
- 2 記入方法
- (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
 ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
- (2) 決算事項等については、前年度の決算内容を確認してください。
- (3) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称
この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）
指針	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
平26条例64	川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
平26条例65	川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
費用基準	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）
認可要綱	川越市家庭的保育事業等認可等実施要綱

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】																						
1 入所者の状況 (1) 条例に定める特別な理由なく定員を超えていませんか。	いない・いる	⇒ <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">定員</th><th rowspan="2">うち 従業員枠</th><th colspan="2">月 日現在</th></tr> <tr> <th>現員数</th><th>うち従業員枠</th></tr> <tr> <td>0歳児</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1歳児</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2歳児</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ※ 従業員枠は事業所内保育事業所のみ記入してください。		定員	うち 従業員枠	月 日現在		現員数	うち従業員枠	0歳児					1歳児					2歳児					平26条例64第42条 平26条例65第37条、第48条
	定員	うち 従業員枠				月 日現在																			
			現員数	うち従業員枠																					
0歳児																									
1歳児																									
2歳児																									
(2) 私的契約児はいませんか。	いない・いる																								
(3) (事業所内保育事業のみ) 従業員枠の利用希望者が定員を上回る場合において、事前に選考方法を周知した上で選考を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 応募者が利用定員を超える場合は、公正な方法により選考しなければなりません。	H26.12.25府政共生1208号、雇児発1225第9号「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて」																						
2 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 各保育所の保育の方針や目標に基づき、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、作成してください。 ○ 全体的な計画は、子どもの最善の利益の保障を第一義とする保育所保育の根幹を示すもので、指導計画やその他の計画の上位に位置づけられます。	平26条例64第25条 平26条例65第44条 指針第1章3(1)																						
(2) 長期的及び短期的な指導計画をそれぞれ作成していますか。	はい・いいえ	○ 指導計画は、全体的な計画に基づき保育実践の具体的な方向性を示したものとし、保育所の実情に合わせて、年・数か月単位の期・月など長期的な見通しを示すもの、それを基に更に子どもの生活に即した週・日などの短期的な予測を示すものを作成してください。	指針第1章3(2)																						
(3) 3歳未満児については、個別的な計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ ひとりひとりの子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、作成してください。	指針第1章3(2)																						
(4) 障害のある子どもの保育については、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ ひとりひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けてください。また、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ってください。	指針第1章3(2)																						
(5) 指導計画には、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定していますか。	はい・いいえ	○ 指導計画には、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及びその内容を設定してください。	指針第1章3(2)																						
(6) 保育の過程に関する記録等を踏まえ、指導計画に基づく保育内容の見直しを行い、改善を図っていますか。	はい・いいえ		指針第1章3(3)																						
(7) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価していますか。	はい・いいえ	○ 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意してください。 ○ 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めてください。	指針第1章3(4)ア R2.3厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」																						
(8) 事業所は、自らその提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	○ 事業所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければなりません。 ○ 保育の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通の理解を持って取り組んでください。 ○ 保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等意見を聴くことが望ましいです。 ⇒ 評価及び改善の方法 公表の方法 	平26条例64第5条第3項 保育指針第1章3(4)イ 平26条例65第45条第1項																						
(9) 定期的に外部評価を受け、結果を公表し、改善を図よう努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 実施状況について記入してください。 実施日 年 月 日 実施機関 結果の公表 あり なし 公表の方法 	平26条例64第5条第4項 平26条例65第45条第2項																						

3 保護者に対する支援				
(1) 保護者に対して、送迎時の対話や施設だより等を通して保育の内容や子どもの様子などを知らせていますか。	はい・いいえ	⇒ 方法について記入してください。 ☐ 施設だより 発行回数 年 回 配布方法 ☐ 個別の連絡帳 実施回数 年 回 その他		平26条例64第30条、第32条、第36条、第46条（準用第26条） 指針第4章2
(2) 保護者からの相談に応じる体制があり、適切な助言を行っていますか。	はい・いいえ	○ 次のような場合には、個別の支援を検討してください。 - 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合（市や関係機関と連携・協力も図ること） - 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭 - 保護者に育児不安等が見られる場合		平26条例65第50条（準用第17条） 指針第4章2
4 児童の記録				
(1) 指導計画の実践に基づいた児童票を作成していますか。	はい・いいえ	○ 子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録してください。 ○ 保育の過程などの記録は、児童の家庭健康・発達の状況、保育の経過などについて、適確に記録したものとしてください。 ○ 児童票は施設長等が閲覧し、保育内容を把握するとともに、必要に応じて所見を記録してください。 ○ 記録は5年間保存してください。		平26条例64第19条 平26条例65第49条第2項 指針第1章3(3) 平26条例65第50条（準用第12条）
(2) 児童票の保存及び秘密保持に留意していますか。	はい・いいえ	○ 児童票は、施錠できるロッカー等に保管してください。		平26条例64第20条 指針第1章1(5)ウ
(3) 保育日誌等は、整備されていますか。	はい・いいえ	○ 提供した日、内容その他必要な事項を記録してください。		平26条例65第12条 平26条例65第50条（準用第12条）
5 特定教育・保育施設等（保育所等）との連携				
(1) 認定こども園、幼稚園又は保育所と連携協力を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 連携内容（チェックを入れてください） ☐ 食事の提供 ☐ 嘱託医による健康診断 ☐ 屋外遊戯場の利用 ☐ 合同保育 ☐ 後方支援 ☐ 行事への参加 ☐ 卒園後の受け皿 ○ 次の内容について連携協力を行う施設を確保してください。 ① 保育内容支援 <u>利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を実施すること。</u> ※ <u>次に掲げる要件の全てを満たし、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、①を適用しないこととすることができます。</u> <u>(1) 保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> ※ <u>保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、①に係る連携協力を行うものをいいます。</u> ② 代替保育（職員の病休等対応）の提供 ※ <u>次に掲げる要件のいずれかを満たし、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、②を適用しないこととすることができます。</u> <u>(1) 代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> ※ <u>代替保育連携協力者とは、②に係る連携協力を行う者であって、次の区分に応じ、それぞれ定めるものをいいます。</u> <u>(1) 保育事業を行う場所又は事業所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合・・・小規模保育事業A型事業者等</u> <u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合・・・事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u> ③ 卒園後の受け皿 ※ 次のいずれかに該当するときは、③を適用しないこととすることができます。 (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たっ		平26条例64第6条第1項 平26条例65第42条第1項 平26条例64第6条第2項 平26条例65第42条第2項 平26条例64第6条第3項 平26条例65第42条第3項 平26条例64第6条第1項、第4項 平26条例65第42条第1項、第4項 平26条例64第6条第5項 平26条例65第42条第5項 平26条例64第6条第1項、第6項 平26条例65第42条

		て、保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき (2) 卒園後の受け皿に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合 ※ 認定こども園、幼稚園又は保育所との連携協力の確保が著しく困難であると市長が認めたときは、市長が適当と認める定員20人以上の企業主導型保育園を連携施設として確保するものとします。 ※ 保育所型事業所内保育事業所については、①②の連携協力を求める必要はありません。ただし、満3歳以上の児童に対して保育を行う保育所型事業所内保育事業所であって市長が認めるもの(★)については、連携施設の確保自体行わないことができます。 ※ 上記★以外の特定地域型保育事業所は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に掲げる事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、令和11年9月30日までの間、連携施設を確保しないことができます。 ○ 児童が卒園する際には、当該児童が卒園後に通う施設に対し、情報提供その他の連携に努めてください。	第1項、第6項 平26条例64第6条第7項 平26条例65第42条第7項 平26条例65第42条第9項、第10項 平26条例64附則第3条 平26条例65附則第5条 平26条例65第42条第11項																								
6 保育時間等の状況																											
(1) 地域の保育ニーズに応じた保育時間が確保されていますか。	はい・いいえ	⇒ ① 保育標準時間認定 <table border="1"> <tr> <td>保育時間</td> <td>：</td> <td>～</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>(朝) 延長保育時間</td> <td>：</td> <td>～</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>(夕) 延長保育時間</td> <td>：</td> <td>～</td> <td>：</td> </tr> </table> ② 保育短時間認定 <table border="1"> <tr> <td>保育時間</td> <td>：</td> <td>～</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>(朝) 延長保育時間</td> <td>：</td> <td>～</td> <td>：</td> </tr> <tr> <td>(夕) 延長保育時間</td> <td>：</td> <td>～</td> <td>：</td> </tr> </table>	保育時間	：	～	：	(朝) 延長保育時間	：	～	：	(夕) 延長保育時間	：	～	：	保育時間	：	～	：	(朝) 延長保育時間	：	～	：	(夕) 延長保育時間	：	～	：	平26条例64第30条(準用第24条) (基準第30条(準用第24条))
保育時間	：	～	：																								
(朝) 延長保育時間	：	～	：																								
(夕) 延長保育時間	：	～	：																								
保育時間	：	～	：																								
(朝) 延長保育時間	：	～	：																								
(夕) 延長保育時間	：	～	：																								
(2) 日曜日・祝日以外に休園した日はありませんか。(年末年始(12/29～1/3)を除く。)	ない・ある	⇒ 「いいえ」の場合、休園した日を記入してください。 <table border="1"> <tr> <th>日付</th> <th>理 由</th> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	日付	理 由																							
日付	理 由																										
(3) 土曜閉園を行っていませんか。	いない・いる	⇒ 土曜の出席状況 <table border="1"> <tr><td></td></tr> </table> 閉園した日(前年度) (利用希望がないため土曜閉園した日についても記載してください) <table border="1"> <tr><td></td></tr> </table> ○ 協力保育等の名称であっても、保護者に在宅保育を強要してはいけません。																									
7 給食の状況																											
(1) 食育計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めてください。	指針第3章2(1)ウ (指針解説第3章2(1)カ)																								
(2) 給食会議を開催し、会議録を作成していますか。	はい・いいえ	○ 定期的に施設長を含む関係職員により給食会議を実施してください。	家庭的保育事業認可要綱第13条 R2.3.31子発0331第1号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」2(4)																								
(3) 給食栄養量の目標を設定していますか。	はい・いいえ		平26条例64第15条第2項																								
(4) 献立表を作成し、保護者に提示していますか。	はい・いいえ	○ 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮してください。	平26条例64第15条第3項、第4項																								
(5) 毎日給食を実施していますか。	はい・いいえ	○ 協力保育等の期間中も、適切に給食を実施してください。 ⇒ 「いいえ」の場合、未実施の日を記入してください。 <table border="1"> <tr> <th>日付</th> <th>理 由</th> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	日付	理 由																							
日付	理 由																										
(6) 残食量を把握し、献立の作成に役立っていますか。	はい・いいえ	○ 子どもの身体活動等を含めた生活状況や子どもの栄養状態、摂取量、残食量の把握により、給与栄養量の目標の達成度を評価し、その後の食育計画の改善に努めてください。	R2.3.31子母発第0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」3(1)																								
(7) 給食日誌は適切に記録されていますか。	はい・いいえ	○ 喫食人数、給食従事者の健康状態、水質検査、冷蔵庫等の温度記録、厨房内の温度記録、検食の結果、残食状況など日々実施した給食の状況を記録してください。																									

(8) 検食は提供する全ての食品に対して行われ、その所見を記録していますか。	はい・いいえ	○ 検食は、食事提供前に実施し、そのことがわかるよう記録に残してください。 ○ 昼食だけでなく、おやつ（市販の菓子や果物等を含む）等、園児に提供する全ての食品について検食してください。	H20.3.7 雇児総第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」
(9) 食物アレルギーの児童への対応は、保護者の申し入れだけでなく、嘱託医等の医師の意見及び指示（生活管理指導表等）に従って行うようにしていますか。	はい・いいえ	⇒ 該当児童数及び対応方法 配膳ミスの防止方法 ○ 保護者から食事をもってきてもらうことがある場合、適切に保管してください。	指針第3章2(2)ウ 2019.4「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」
(10) 児童の年齢・特性・当日の健康状態等を把握し、提供する食事の大きさ・内容・飲み込みやすさ等に留意し、誤嚥・窒息等を起こさないよう十分配慮していますか。	はい・いいえ	⇒ 配慮の内容 ○ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去してください。	H20.5.8 厚生労働省 医薬食品局食品安全部 企画情報課等連名事務連絡「食品による窒息事故について」 H21.4.30 厚生労働省 医薬食品局食品安全部 企画情報課等連名事務連絡「食品による窒息の要因分析」について
8 調理の衛生管理			
(1) 施設内で調理を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 「いいえ」の場合、搬入元の施設名を記入してください ⇒ 該当する搬入施設についてチェックを入れてください。 ☐ ① 連携施設 ☐ ② 同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等 ⇒ 記入後10へ進んでください。	平26条例64第15条 第1項、第16条第2項
(2) 調理従事者・調乳担当者の健康を管理し、検便を月に1回以上行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 検便実施者の範囲 ○ 腸管出血性大腸菌O157の検査を実施し、必要に応じて10月から3月には、ノロウィルスの検査を含めてください。 ○ 調理従事者は、毎日の健康調査を行うなど、健康管理を行ってください。	平26条例64第17条 第4項 川越市「小規模保育給食調理マニュアル」
(3) 調理室及び調理備品の衛生管理はできていますか。			平26条例64第14条
① 調理業務関連区域は清潔にしていますか。	はい・いいえ	○ 調理業務関連区域は、作業終了後、毎回清掃し、常に整理整頓してください。	
② 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシが設置されていますか。消毒液等がありますか。	はい・いいえ		
③ 包丁、まな板は、下処理用、魚用、肉用、野菜用、喫食に直接使用するもの等用途別に区分していますか。	はい・いいえ		川越市「小規模保育給食調理マニュアル」
④ 冷蔵庫は5℃以下、冷凍庫は-20℃以下に管理していますか。	はい・いいえ		
⑤ ガス漏れ警報機は設置されていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 一酸化炭素中毒防止の観点から、ガス漏れ警報器の設置が望ましいです。	H20.7.30 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課等連名事務連絡「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について」
⑥ 食品の貯蔵に際しては、適切な温度により保管していますか。	はい・いいえ	○ 缶詰、乾物、調味料等常温で保存可能なものを除き、肉食類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については、1回で使い切る量を調理当日に仕入れることが望ましいです。	
⑦ 防虫対策を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 実施している防虫対策 ○ 昆虫等の発生状況を巡回点検するとともに、半年に1回以上駆除を実施し、その実施記録を1年間保管してください。 ○ 食品のダンボール保管は昆虫等の発生源となるので避けてください。	
(4) 食品の調理及び提供			
① 調理は献立表に基づき、当日調理していますか。	はい・いいえ	○ 原則として、豆類等、調理上不可欠な水への浸漬以外、前日調理は行いません。	川越市「小規模保育給食調理マニュアル」

② 調理後2時間以内に提供していますか。	はい・いいえ			
③ 調理後、提供まで30分以上を要する場合は、あたたかい状態で提供されるものを除き、10℃以下で管理していますか。	はい・いいえ			
④ 加熱調理食品は中心温度を測定し、結果を記録していますか。	はい・いいえ	○ 加熱調理食品の中心温度は3点以上測定し、それぞれの温度を記録してください。 ○ 3点全てにおいて75℃1分以上（二枚貝は85℃90秒以上）の加熱が必要です。		
(5) 保健所の立ち入り検査はありましたか。	はい・いいえ	⇒ 「はい」の場合、その内容を記入してください。 立入検査日： 年 月 日 指摘事項及び改善状況 		
(6) 検査用保存食の保存 ① 原材料及び調理済み食品を保管していますか。	はい・いいえ	○ 調理済み食品は（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で調理したものすべて）を食品ごとに保管してください。 ○ 50グラム程度ずつ清潔な容器に入れ保管してください。		川越市「小規模保育給食調理マニュアル」
② -20℃以下で2週間以上保管していますか。	はい・いいえ	○ 冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、隔測温度計を設置してください。		
9 調理業務委託 （外部委託の場合のみ記入） (1) 契約内容は適切ですか。	はい・いいえ	⇒ 受託業者名： ○ 施設と受託業者の役割は明確にしてください。 ○ 受託業務の遂行が困難になったときの業務の代行保証は付した契約としてください。		H10.2.18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」
(2) 栄養士又は管理栄養士による指導を受ける体制にありますか。	はい・いいえ	⇒ 栄養士名： 所属： ○ 受託業者には、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士又は管理栄養士が確保されていなければなりません。		
10 食事の搬入 （搬入施設のみ記入） (1) 加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていますか。	はい・いいえ	○ 搬入の方法によることとしてもなお加熱、保存等の調理機能を備える必要があります。		平26条例64第16条第1項
(2) 契約内容は適切ですか。	はい・いいえ	○ 施設長が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような契約内容としてください。		
(3) 栄養士又は管理栄養士による指導を受けていますか。	はい・いいえ	⇒ 栄養士名： 所属： ○ 事業所等又はその他の施設、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていなければなり		
(4) 調理業務の受注者は、事業所の給食の趣旨を十分に理解し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有していますか。	はい・いいえ	○ 受注者名 ○ 児童の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用児童の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができする必要があります。		
(5) 搬入施設は、①から③いずれかの施設としていますか。	はい・いいえ	○ 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とします。 ① 連携施設 ② 保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③ 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの		平26条例64第16条第2項
11 入所児の健康管理 (1) 医療器具、医薬品、衛生材料は整備され、その管理は適切ですか。	はい・いいえ			平26条例64第14条第3項
(2) 保健計画を作成していますか。	はい・いいえ	○ 子どもの健康に関する計画を全体的な計画に基づいて作成してください。		指針第3章1(2)ア (指針解説第3章1(2))
(3) 健康診断は定期的に行われていますか。欠席児童のフォローはしていますか。	はい・いいえ	⇒ 前年度の健康診断実施日 前年度の歯科検診実施日 ① 年 月 日 ① 年 月 日 ② 年 月 日 ② 年 月 日		平26条例64第17条第1項 (準用) 学校保健安全

		⇒ 当日欠席児童への対応方法 ○ 少なくとも1年に2回以上の健康診断を実施してください。 ○ 健康診断の結果は、適正に記録され、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日々の健康管理に有効活用できるようにしてください。	法第11条、第12条、 学校保健安全法施行規則 第2章第1節、第2節 指針第3章1(2)イ
(4) 疾病、体調不良、ケガ等に関する対応は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切に処置してください。 ○ 必要に応じてアトピー性皮膚炎等、アレルギーに対する対策をとってください。 ○ 体調の急変が生じた場合などは、保護者又は医療機関等に連絡を行うなど、必要な措置を講じてください。	指針第3章1(3) 平26条例65第18条 平26条例65第50条 (準用第18条)
12 衛生管理等 (1) 感染症の発生予防対策は、保育指針及び「保育所における感染症対策ガイドライン」により、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 以下の視点で適切に行ってください。 ・ 児童の健康状態の把握 ・ 下痢・軟便時の排泄ケア ・ 嘔吐時の対策・ケア ・ 汚染区域と清潔区域の区別 ・ マニュアルの整備・研修体制 ・ 発生時の体制 ・ 日頃の調乳やプールでの衛生管理	指針第3章1(3)イ H30.3こども家庭庁 「保育所における感染症対策ガイドライン」 (R5.5一部改訂、 R5.7一部修正)
(2) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 年 月 日 訓練実施日 年 月 日	平26条例64第14条 第2項
13 虐待の防止等 (1) 子どもに対して、差別的取り扱いを行っていませんか。	はい・いいえ	○ 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはいけません。	平26条例64第11条 平26条例65第50条 (準用第24条)
(2) 子どもに対して、虐待行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。	はい・いいえ	○ 虐待とは次のものをいいます。 ① 児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ② 児童等にわいせつな行為をすること又は児童等をしてわいせつな行為をさせること ③ 児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること ④ 児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	法第33条の10 平26条例64第12条 平26条例65第25条
(3) 虐待防止のため、子どもの心身の状況や家族の態度に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。	はい・いいえ	○ 施設長及び関係職員間で十分に事例検討を行い、必要な助言を行ってください。	指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)
(4) 虐待が疑われる場合、関係機関との連携を図っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 施設においても、食事の無理強い、睡眠の無理強い、言葉による暴力、無視等はないようにしてください。 ○ 不適切な養育の場合、要保護児童対策地域協議会で検討してください。 ○ 虐待が疑われる場合(施設内虐待を含む)には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切に対応してください。	児童虐待の防止等に関する法律 H31.2.28府市本第189号ほか「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」
(5) 虐待に関する研修を実施していますか。	はい・いいえ	⇒ 研修実施日 年 月 日	平26条例65第3条第4項
(6) 職員による、児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じていますか。	はい・いいえ	⇒ 措置の内容 ○ 保育所等における虐待等の未然防止にあたっては以下のことが重要です。 ・ 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと ・ 職員一人一人が子どもの人権・人格を尊重する意識を共有すること	平26条例65第3条第4項 R5.5こども家庭庁 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
14 保育環境 (1) 所内の衛生管理、適切な温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努めていますか。	はい・いいえ		平26条例64第5条第6項 指針第3章3(1)

15 安全計画の策定等			
(1) 安全計画を策定し、これを実施していますか。	はい・いいえ	○ 児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施してください。	平26条例64第7条の2第1項 指針第3章3(2)
(2) 職員に対し、安全計画について周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 	平26条例64第7条の2第2項
(3) 安全計画に基づき研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ		平26条例64第7条の2第2項
(4) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 	平26条例64第7条の2第3項
(5) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 見直し実施日 年 月 日	平26条例64第7条の2第4項
16 自動車を運行する場合の所在の確認			
(1) 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 確認方法を記入してください。 	平26条例64第7条の3第1項
(2) 児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)による所在の確認をおこなっていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除きます。	平26条例64第7条の3第2項
17 安全管理の状況			
(1) 事故の予防・再発防止のための体制整備			
① 事故発生防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ マニュアル・指針等の名称 ○ 事故が発生した場合の対応又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備してください。 ○ 予想される事故等を見通して、環境整備及び職員の配慮すべき事項を整理してください。	平26条例65第50条（準用第32条第1項） 指針第3章3(2)
② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告される体制を整備していますか。	はい・いいえ	○ 報告様式を作成する、緊急時の役割分担を決めておく、連絡体制を明確にしておくなどが考えられます。	
③ 改善策を検討し、その内容を職員に周知徹底していますか。	はい・いいえ		平26条例65第50条（準用第32条第1項）
④ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的開催していますか。	はい・いいえ	⇒ 事故発生防止のための委員会の開催状況 事故防止に関する研修の開催状況 	平26条例65第50条（準用第32条第1項）
⑤ 事故防止のための職員のスキルアップ等は図られていますか。	はい・いいえ	○ 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行ってください。 ○ 講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ってください。 ○ 日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるように努めてください。 ○ 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間	H28.3.31府字本第192号ほか「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

		で共有するとともに、定期的な訓練を実施してください。	
(2) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 事故に限らず、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。	平26条例65第50条(準用第32条第2項) H29.11.10府子本912号ほか「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 記録は5年間保存してください。	平26条例65第50条(準用第32条第3項) 平26条例65第49条第2項 平26条例65第50条(準用第32条第4項)
(4) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ・該当なし		
(5) 事業所の管理下での事故に備えて、賠償責任保険等に加入していますか。	はい・いいえ	⇒ 損害保険会社名、保険の種類及び内容 []	
(6) 日常の安全管理は、適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 児童の安全管理に関して、職員の役割が明確にしてください。 ○ 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知してください。 ○ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的の実施してください。	H13.6.15雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
(7) 児童の出欠・所在の確認は適切に行われていますか。	はい・いいえ	○ 児童の出欠・所在の確認（所在不明時の対応マニュアル等）に関して、職員の役割等を明確にし、確認してください。 ○ バス等による送迎を行っている場合は、送迎職員と施設職員との情報の共有を図ってください。 ○ 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底してください。 ○ 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底してください。	R3.8.25厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等事務連絡 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」
(8) 事業所の所外活動に対する安全確保はなされていますか。	はい・いいえ	○ 移動経路は安全な経路としてください。 ○ 引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な人数としてください。 ○ 携帯電話等の連絡体制を確保してください。	指針第3章3(2)
(9) 園児が所在不明となった場合の対応マニュアル（フローチャート等）を作成していますか。	はい・いいえ	○ 児童の出欠・所在の確認（所在不明時の対応マニュアル等）に関して、職員の役割等を明確にし、確認してください。	R4.4.11事務連絡「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」
(9) 不審者が立ち入った場合などの緊急時の体制は整備されていますか。	はい・いいえ	○ 不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を図ってください。	指針第3章3(2)
(10) 児童がプール等に入る際、過去に他施設での事故等を念頭に、人員配置、監視の体制を整え、事故防止に努めていますか。	はい・いいえ	○ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にしてください。 ○ 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育の場を設けてください。また、一刻を争う状況にも対処できるよう119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術が実践できるよう日頃から訓練を行ってください。	R5.6.7「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」
(11) 定期的に午睡中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を行っていますか。	はい・いいえ	⇒ 確認の方法（年齢、回数等） [] ○ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮してください。 ○ 児童を一人にしないでください。 ○ 安全な睡眠環境を整えてください。	指針第3章3(2)
18 施設長の責務			
(1) 施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、必要な環境の確保に努めていますか。	はい・いいえ	○ 施設長は、常に保育所運営等の課題を自覚し、評価などを有効活用して保育所全体の保育の質の向上に努める必要があります。	指針第5章2(1)
(2) 施設長は、職員及び事業所の課題を踏まえた事業所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めていますか。	はい・いいえ	○ 施設長は、職員の専門性の向上に必要な研修の機会を確保するため、研修に関する保育所としての基本的姿勢を明確にする、研修が体系的かつ計画的に実施されるよう工夫する、研修に参加する職員の代替となる職員を配置するなど、勤務体制の調整や工夫を行うことが求められています。	平26条例64第9条第2項 平26条例65第47条第3項 指針第5章2(2)

19 職員配置の状況等

(1) 職員配置

① 人員配置基準を遵守していますか。

はい・いいえ

⇒ 下表の黄色い部分を記入し、表を完成させてください。

平26条例64第29条、第31条、第44条、第47条

	【直接処遇職員の配置状況】								【月 1 日 現在】							
	年齢別児童数				必要配置数				計	職員配置数※						計
	0	1,2	3	4,5	0	1,2	3	4,5		0	1,2	3	4,5	free		
7:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
7:30					0.0	0.0	0.0	0.0								0
8:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
8:30					0.0	0.0	0.0	0.0								0
9:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
12:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
15:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
16:30					0.0	0.0	0.0	0.0								0
17:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
17:30					0.0	0.0	0.0	0.0								0
18:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0
18:30					0.0	0.0	0.0	0.0								0
19:00					0.0	0.0	0.0	0.0								0

※ 職員配置数には、下表に該当する有資格者等の人数を記入してください。

※ 原則として施設長（管理者）を職員配置数に含めることはできません。ただし、職員が不足している時間帯に臨時的に配置した場合には含めて計算することができます。

【事業別の保育士又は保育従事者の数】

小規模保育事業	A型	保育士	配置基準+1人
	B型	保育士又は保育従事者（保育士の割合が1／2以上）	配置基準+1人
事業所内保育事業	保育所型	保育士	配置基準+1人
	小規模型A型	保育士	配置基準+1人
	小規模型B型	保育士又は保育従事者（保育士の割合が1／2以上）	配置基準+1人

○ 保健師・看護師・准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができます。

【その他の職員配置の状況】

職種	員数	職種	員数	職種	員数
園長		嘱託医		調理員	
栄養士又は管理栄養士		嘱託歯科医		事務職員	

○ 搬入施設から食事を搬入する場合には、調理員を置く必要はありません。

平26条例64第29条第1項、31条第1項、44条第1項

② 保育士等の職員配置の特例を適用していますか。

はい・いいえ

⇒ 「はい」を選択した場合、以下に記入してください。

- ・ 市届出
 - ☐ あり ☐ なし
- ・ 適用している特例の種類
 - ☐ 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置
 - ☐ 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用
 - ☐ 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置

○ 特例を新たに適用しようとする場合、届出事項に変更が生じた場合、特例の適用を終了する場合は、市（こども政策課）へ指定の様式に必要書類を添付し届出する必要があります。

平26条例64附則第6項、第7項、第8項、第9項

【保育士等の配置特例】

1 朝夕等の児童が少数となり、計算上配置が必要な保育士等の数（平26条例64第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数）が1名となる時間帯に限り、2名のうち1名を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」に代えることができます。

2 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭で以下の条件すべてに合致する場合、保育士とみなすことができます。

〈条件〉

① 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

② 就業時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了している者、又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する予定の者

※ 各資格の専門性を十分に発揮するという観点から、当該特例を活用の場合は幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めてください。

3 1日8時間を超えて保育所等を開設するため、利用定員の総数に応じて基準上配置しなければならない保育士等の数よりも多くの保育士等を配置する施設においては、追加で配置する保育士等の数の範囲内で、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」を保育士等とみなすことができます。

《注意》

特例2・3において、保育士等とみなすことができる職員数は、各時間帯において、必要となる保育士等の数の3分の1を超えない人数までとなります。

★ 「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」は次のいずれかを満たす者としてします。

① 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者

② 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第23条第2項に規定する家庭的保育者

③ 保育所等（注）で、常勤で1年（非常勤の場合は1、440時間）以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者

注1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設（ナースリールームや家庭保育室、企業主導型保育事業など）（居宅訪問型保育事業、ベビーシッターは対象外）

③ 資格を要する職種について、有資格者が勤務していますか。	はい・いいえ	○ 保育士（保母）資格証明書のみでは保育士として従事できません。都道府県知事に対し登録申請を行い、保育士証の交付を受ける必要があります。											
④ 短時間勤務や非常勤の保育士等を充てる場合は、適切に配置されていますか。	はい・いいえ	○ 短時間勤務の保育士又は保育従事者等を当てる場合は、次の要件をすべて満たす必要があります。 ① 学級担任は原則常勤専任であること ② 常勤の保育士又は保育従事者が各組や各グループに1名以上 ③ 短時間や非常勤の職員の勤務時間数が常勤職員の勤務時間を上回ること	R3.3.19「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」 認可要綱第17条										
⑤ 適切に保育が提供できるよう、シフト表等により、勤務体制を確保していますか。	はい・いいえ		平26条例65第47条第1項										
⑥ 保育の提供は、事業所の従業員によってされていますか。	はい・いいえ	○ 保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。	平26条例65第47条第2項										
(2) 各種加算													
① 加算に見合う職員は配置されていますか。	はい・いいえ	⇒ 算定している加算に○をしてください。 <table border="1" data-bbox="662 705 1220 929"> <tr> <td data-bbox="662 705 734 772"></td> <td data-bbox="734 705 949 772">障害児保育加算</td> <td data-bbox="949 705 1220 772">障害児に係る保育従事者の配置を障害児2人につき1人とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 772 734 840"></td> <td data-bbox="734 772 949 840">保育士比率向上加算（小規模B型・事業所内小規模B型のみ）</td> <td data-bbox="949 772 1220 840">配置基準の3／4以上が保育士であること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 840 734 929"></td> <td data-bbox="734 840 949 929">1歳児配置改善加算</td> <td data-bbox="949 840 1220 929">職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善している</td> </tr> </table>		障害児保育加算	障害児に係る保育従事者の配置を障害児2人につき1人とする		保育士比率向上加算（小規模B型・事業所内小規模B型のみ）	配置基準の3／4以上が保育士であること		1歳児配置改善加算	職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善している	費用基準第1条第62号、第64号 R5.5.19「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	
	障害児保育加算	障害児に係る保育従事者の配置を障害児2人につき1人とする											
	保育士比率向上加算（小規模B型・事業所内小規模B型のみ）	配置基準の3／4以上が保育士であること											
	1歳児配置改善加算	職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善している											
(減算項目)													
② 各種減算には該当していませんか。	はい・いいえ	⇒ 該当する取扱いをしているものに○をつけてください。 <table border="1" data-bbox="662 1041 1220 1377"> <tr> <td data-bbox="662 1041 734 1108"></td> <td data-bbox="734 1041 1220 1108">連携施設を設定していない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1108 734 1176"></td> <td data-bbox="734 1108 1220 1176">施設長（管理者）を配置していない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1176 734 1243"></td> <td data-bbox="734 1176 1220 1243">食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1243 734 1310"></td> <td data-bbox="734 1243 1220 1310">常態的に土曜日を閉所している</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1310 734 1377"></td> <td data-bbox="734 1310 1220 1377">定員を恒常的に超過している</td> </tr> </table>		連携施設を設定していない		施設長（管理者）を配置していない		食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による		常態的に土曜日を閉所している		定員を恒常的に超過している	費用基準第5条別表第3
	連携施設を設定していない												
	施設長（管理者）を配置していない												
	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による												
	常態的に土曜日を閉所している												
	定員を恒常的に超過している												
③ 延長保育 延長保育の場合においても、基準通りの保育士等が配置されていますか。	はい・いいえ	⇒ 延長保育時間を記入してください。 <table border="1" data-bbox="662 1444 1141 1489"> <tr> <td data-bbox="662 1444 734 1467">朝</td> <td data-bbox="734 1444 821 1467">:</td> <td data-bbox="821 1444 901 1467">~</td> <td data-bbox="901 1444 981 1467">:</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1467 734 1489">夕</td> <td data-bbox="734 1467 821 1489">:</td> <td data-bbox="821 1467 901 1489">~</td> <td data-bbox="901 1467 981 1489">:</td> </tr> </table>	朝	:	~	:	夕	:	~	:			
朝	:	~	:										
夕	:	~	:										